

## 行方不明認知症高齢者等情報提供依頼システム実施要綱

26福保商在第478号  
平成26年10月30日

**1 目的**

行方不明認知症高齢者等情報提供依頼システムは、認知症の人及び認知症の疑いのある人（以下「認知症高齢者等」という。）が、徘徊等により行方不明になった場合、又は、徘徊等により身元不明となった認知症の疑いのある人（以下「身元不明認知症高齢者」という。）を保護した場合に、区市町村からの依頼に基づき、東京都（以下「都」という。）が広域的に情報を周知することにより区市町村を支援し、もって事態の早期解決を図ることを目的とする。

**2 事業概要**

## (1) 行方不明者の捜索について

- ア 区市町村は、家族や施設等関係者から認知症高齢者等が行方不明になった旨の連絡を受け、広域的な捜索が必要と判断した場合、都内の各区市町村へ情報を周知するよう、都に依頼することができる。
- イ 都は、区市町村からの依頼を受けた場合、都内各区市町村に情報を周知する。
- ウ 都から情報提供を受けた区市町村は、当該行方不明者と思われる方を保護、または有益な情報を有している場合、都へ依頼をした区市町村と直接連絡を取り、情報を共有する。
- エ 当該行方不明者が発見された場合、都に依頼をした区市町村は捜索の解除を都へ送付し、都は各区市町村へ解除の旨、周知する。

## (2) 身元不明者の照会について

身元不明者を保護した場合も（1）に準じて、各区市町村へ当該身元不明者について照会をするよう、都に依頼することができる。

**3 扱う情報の範囲**

別途、実施要領にて所定の様式を定める。

**4 実施区域**

## (1) 原則として、都内区市町村とする。

ただし、都と他道府県で合意に至った場合、他道府県にも情報を周知することができる。情報を周知することができる他道府県については、別途、実施要領において定める。

## (2) 都へ情報周知を依頼した区市町村の同意が得られた場合、都は当該情報を警視庁へ提供することができる。

**5 情報提供等の方法**

## (1) 都へ情報周知を依頼する区市町村は、所定の様式を都の担当窓口へ電子メール又はファクシミリにより送付することとする。

## (2) 都は、（1）の依頼を受けた場合、電子メールにより一斉に都内各区市町村へ当該情報を周知す

る。

ただし、都へ依頼をした区市町村の申し出に基づき、情報提供を一部地域に限定することができる。

- (3) 都及び区市町村は、(1) 及び(2)に基づき情報を送付する場合、当該情報にパスワードを付すなど、個人情報の保護を徹底しなければならない。
- (4) その他、情報提供等の方法に関し必要な事項は、別途、実施要領において定める。

## 6 捜索・照会の解除

- (1) 都へ依頼した区市町村は、行方不明認知症高齢者等が発見された場合、又は、保護された身元不明認知症高齢者の身元が判明した場合など、事態が解決したときには、速やかに所定の様式を都の担当窓口へ電子メール又はファクシミリにより送付し、検索・照会の解除を行わなければならない。
- (2) その他、検索・照会の解除に関し必要な事項は、別途、実施要領において定める。

## 7 実施に当たっての留意事項

- (1) 都から情報提供を受けた区市町村は、徘徊SOSネットワークなど、地域における取組を活用し、関係機関等に対する当該情報の速やかな伝達に努めることとする。
- (2) 身元不明認知症高齢者を保護した区市町村は、当該身元不明認知症高齢者の身元が判明したとき及び、保護した後に新たに身元につながる情報等が判明したときは、警察との積極的な情報共有に努めることとする。

## 8 その他

詳細は、実施要領において定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年10月30日から適用する。